

施設等の整備目標数・サービス目標量及び自立支援・重度化防止等に係る取組みと目標

第9章 施設等の整備目標数・サービス目標量及び自立支援・重度化防止等に係る取組みと目標

1 施設等の整備目標数・サービス目標量等

日常生活圏域につきましては、高齢者が住み慣れた地域で継続して生活できるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件等を、介護給付等対象サービスを提供するため総合的に勘案して定める区域をいい、介護保険事業計画において設定することとなっています。

「第6章 3 日常生活圏域の設定」で記載のとおり、大阪市におきましては、高齢者人口（概ね1万人に1か所）や地域性を考慮した担当圏域として設置される地域包括支援センター（66か所）が担当する圏域を日常生活圏域としています。

地域密着型サービスにつきましては、住み慣れた地域での生活を支えるためのもので、基本的には日常生活圏域内に拠点を置いて、サービスを提供するものではありませんが、大阪市の場合には、人口が密集しているとともに交通網が発達しており、各事業所のサービス提供エリアは日常生活圏域よりも広域であることから、整備エリアにつきましては、第7期計画と同様に行政区単位を基本として設定しサービス目標量を見込んでいます。

なお、介護老人福祉施設等の施設サービスや居宅サービスについては、市域全体（市単位）をサービスの提供単位としてサービス目標量を見込んでいます。

(1) 施設等の整備目標数

図表 9 - 1 - 1 介護保険施設の整備目標（年度末定員数）

	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	14,600	14,700	14,800
うち地域密着型介護老人福祉施設	465	494	523
介護老人保健施設	8,200	8,200	8,200
介護医療院	37	37	245
介護療養型医療施設	157	157	0

図表 9 - 1 - 2 居住系サービスの整備目標（年度末定員数）

	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	4,860	5,080	5,300
特定施設入居者生活介護	10,410	10,605	10,800
うち地域密着型特定施設入居者生活介護	184	213	242

図表 9 - 1 - 3 地域密着型サービスの必要利用定員総数（整備目標数）

	小規模多機能型 居宅介護			認知症対応型 共同生活介護				地域密着型 介護老人福祉施設 入所者生活介護			地域密着型 特定施設入居者 生活介護		
	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度		2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度
北区	41	64	87	114	147	180	北区 都島区 淀川区 東淀川区 旭区	78	78	107	29	58	58
都島区	94	94	94	172	181	190							
福島区	37	45	54	105	111	111							
此花区	104	104	104	111	123	134							
中央区	52	55	58	100	110	120							
西区	19	38	57	75	97	118							
港区	58	68	79	127	145	163	福島区 此花区 西区 港区 大正区 西淀川区	49	78	78	29	29	29
大正区	92	92	92	144	144	150							
天王寺区	51	53	54	98	106	114							
浪速区	55	55	55	99	99	99							
西淀川区	112	112	112	189	189	189							
淀川区	74	111	148	264	284	304							
東淀川区	187	187	187	333	333	333	中央区 天王寺区 浪速区 東成区 生野区 城東区 鶴見区	133	133	133	53	53	53
東成区	93	93	93	162	162	162							
生野区	206	206	206	336	336	336							
旭区	88	93	97	156	178	199							
城東区	110	133	156	280	300	320							
鶴見区	111	111	111	183	183	188							
阿倍野区	94	97	100	171	189	206	住之江区 住吉区 西成区	78	78	78	21	21	50
住之江区	97	115	132	228	250	271							
住吉区	186	186	186	338	338	338							
東住吉区	131	132	134	354	354	354	阿倍野区 東住吉区 平野区	127	127	127	52	52	52
平野区	291	291	291	417	417	417							
西成区	131	137	143	304	304	304							
合計	2,514	2,672	2,830	4,860	5,080	5,300	合計	465	494	523	184	213	242

上記の地域密着型サービスについては、整備エリア毎の必要利用定員総数を上回る場合でも、市域全体の必要利用定員総数の範囲内であれば、事業者指定を行う。

(2) 介護保険給付サービス目標量

介護保険の給付サービスは、要介護1から要介護5と認定された人が受ける介護サービスと、要支援1、要支援2と認定された人が受ける介護予防サービスがあり、サービス量については、要介護（要支援）認定者数の伸びやこれまでの給付実績等を踏まえ設定しています。

居宅サービス 図表9-2-1 居宅サービスの目標量

サービス種別/サービス量	単位	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度
訪問介護	回/週	334,847	349,392	365,893
訪問入浴介護	回/週	1,789	1,886	1,994
介護予防訪問入浴介護	回/週	11	11	11
訪問看護	回/週	36,909	38,429	40,145
介護予防訪問看護	回/週	4,910	4,935	4,960
訪問リハビリテーション	回/週	8,002	8,327	8,692
介護予防訪問リハビリテーション	回/週	1,409	1,416	1,421
居宅療養管理指導	人/月	27,892	29,060	30,380
介護予防居宅療養管理指導	人/月	2,014	2,018	2,024
通所介護	回/週	50,605	52,458	54,518
通所リハビリテーション	回/週	16,953	17,575	18,265
介護予防通所リハビリテーション	人/月	3,136	3,143	3,152
短期入所生活介護	日/月	49,748	51,997	54,569
介護予防短期入所生活介護	日/月	345	345	345
短期入所療養介護	日/月	7,950	7,987	8,423
介護予防短期入所療養介護	日/月	77	77	77
特定施設入居者生活介護	人/月	6,179	6,339	6,442
介護予防特定施設入居者生活介護	人/月	1,171	1,203	1,222
福祉用具貸与	人/月	53,488	55,504	57,766
介護予防福祉用具貸与	人/月	17,685	17,742	17,802
特定福祉用具購入費の支給	人/年	8,172	8,484	8,832
特定介護予防福祉用具購入費の支給	人/年	3,576	3,588	3,588
住宅改修費の支給	人/年	5,232	5,412	5,628
介護予防住宅改修費の支給	人/年	3,960	3,972	3,972
居宅介護支援	人/月	72,390	75,055	78,022
介護予防支援	人/月	21,138	21,201	21,267

施設サービス

図表 9 - 2 - 2 施設サービスの目標量

サービス種別/サービス量	単位	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度
介護老人福祉施設 (地域密着型介護老人福祉施設含む)	人/月	14,275	14,500	14,600
介護老人保健施設	人/月	8,044	8,200	8,200
介護医療院	人/月	30	37	37
介護療養型医療施設	人/月	185	157	157

地域密着型サービス

地域密着型サービスは、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、身近なところで提供するサービスです。このサービスについては、居宅サービスと同じく、要介護1から要介護5と認定された人が受ける地域密着型サービスと、要支援1、要支援2と認定された人が受ける地域密着型介護予防サービスがあります。

地域密着型サービス（介護予防含む）の目標量については、日常生活圏域ごとに定めることになっていますが、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム）については、サービス目標量が少ないことから、市域全体を5ブロックに分けて設定しています。（図表9 - 2 - 3 参照）

図表 9 - 2 - 3 地域密着型サービスの目標量

サービス種別/サービス量	単位	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人/月	610	633	659
夜間対応型訪問介護	人/月	151	159	166
地域密着型通所介護	回/週	27,148	28,137	29,238
認知症対応型通所介護	回/週	2,573	2,676	2,793
介護予防認知症対応型通所介護	回/週	8	8	8
小規模多機能型居宅介護	人/月	1,056	1,102	1,143
介護予防小規模多機能型居宅介護	人/月	151	157	163
認知症対応型共同生活介護	人/月	4,177	4,378	4,577
介護予防認知症対応型共同生活介護	人/月	13	14	14
地域密着型特定施設入居者生活介護	人/月	142	147	152
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人/月	436	465	494
看護小規模多機能型居宅介護 (複合型サービス)	人/月	274	335	395

図表9-2-4 地域密着型サービスの整備エリアごとのサービス量

	定期巡回・随時対応型訪問介護看護			夜間対応型訪問介護			地域密着型通所介護		
	(単位：人/月)			(単位：人/月)			(単位：回/週)		
	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度
北区	19	19	20	5	5	5	830	860	894
都島区	20	21	22	5	5	6	904	937	974
福島区	12	12	13	3	3	3	518	537	558
此花区	15	15	16	4	4	4	653	677	703
中央区	12	13	13	3	3	3	550	571	593
西区	11	12	12	3	3	3	495	513	533
港区	18	19	20	4	5	5	816	845	878
大正区	17	18	19	4	5	5	773	801	832
天王寺区	13	13	14	3	3	4	567	587	610
浪速区	12	12	13	3	3	3	527	547	568
西淀川区	20	21	21	5	5	5	879	911	947
淀川区	33	34	35	8	9	9	1,467	1,520	1,580
東淀川区	39	40	42	10	10	10	1,717	1,779	1,849
東成区	19	19	20	5	5	5	827	857	891
生野区	38	40	41	9	10	10	1,706	1,769	1,838
旭区	25	26	27	6	6	7	1,105	1,145	1,190
城東区	35	37	38	9	9	10	1,564	1,621	1,684
鶴見区	21	22	23	5	6	6	951	986	1,025
阿倍野区	25	26	27	6	6	7	1,107	1,147	1,192
住之江区	31	32	34	8	8	8	1,386	1,437	1,493
住吉区	41	43	44	10	11	11	1,832	1,899	1,973
東住吉区	37	38	40	9	10	10	1,646	1,706	1,773
平野区	51	53	55	13	13	14	2,280	2,363	2,455
西成区	46	48	50	11	12	13	2,048	2,122	2,205
合計	610	633	659	151	159	166	27,148	28,137	29,238

	認知症対応型通所介護（単位：回／週）								
				認知症対応型通所介護			介護予防認知症対応型通所介護		
	2021 （令和3） 年度	2022 （令和4） 年度	2023 （令和5） 年度	2021 （令和3） 年度	2022 （令和4） 年度	2023 （令和5） 年度	2021 （令和3） 年度	2022 （令和4） 年度	2023 （令和5） 年度
北区	79	82	85	79	82	85	0	0	0
都島区	86	89	93	86	89	93	0	0	0
福島区	49	51	53	49	51	53	0	0	0
此花区	62	64	67	62	64	67	0	0	0
中央区	52	54	57	52	54	57	0	0	0
西区	47	49	51	47	49	51	0	0	0
港区	77	80	84	77	80	84	0	0	0
大正区	73	76	79	73	76	79	0	0	0
天王寺区	54	56	58	54	56	58	0	0	0
浪速区	50	52	54	50	52	54	0	0	0
西淀川区	83	87	90	83	87	90	0	0	0
淀川区	140	146	152	139	145	151	1	1	1
東淀川区	164	170	178	163	169	177	1	1	1
東成区	78	82	85	78	82	85	0	0	0
生野区	163	169	177	162	168	176	1	1	1
旭区	105	109	114	105	109	114	0	0	0
城東区	149	155	162	148	154	161	1	1	1
鶴見区	90	94	98	90	94	98	0	0	0
阿倍野区	105	109	114	105	109	114	0	0	0
住之江区	131	137	143	131	137	143	0	0	0
住吉区	175	181	189	174	180	188	1	1	1
東住吉区	157	163	170	156	162	169	1	1	1
平野区	217	226	236	216	225	235	1	1	1
西成区	195	203	212	194	202	211	1	1	1
合計	2,581	2,684	2,801	2,573	2,676	2,793	8	8	8

- 第9章 施設等の整備目標数・サービス目標量及び自立支援・重度化防止等に係る取組みと目標

	小規模多機能型居宅介護（単位：人／月）									認知症対応型共同生活介護（単位：人／月）								
	小規模多機能型居宅介護						介護予防小規模多機能型居宅介護			認知症対応型共同生活介護						介護予防認知症対応型共同生活介護		
	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度
北区	9	21	31	8	15	21	1	2	3	73	103	132	73	103	132	0	0	0
都島区	48	48	48	42	42	42	6	6	6	147	156	164	146	155	163	1	1	1
福島区	15	17	19	13	15	16	2	2	3	89	95	100	89	95	100	0	0	0
此花区	54	54	54	47	47	47	7	7	7	89	100	111	89	100	111	0	0	0
中央区	25	26	27	22	23	24	3	3	3	81	90	99	81	90	99	0	0	0
西区	0	7	14	0	6	12	0	1	2	49	68	87	49	68	87	0	0	0
港区	25	27	31	22	24	27	3	3	4	98	114	131	98	114	131	0	0	0
大正区	47	47	47	41	41	41	6	6	6	130	130	130	130	130	130	0	0	0
天王寺区	25	25	26	22	22	23	3	3	3	81	88	96	81	88	96	0	0	0
浪速区	29	29	29	25	25	25	4	4	4	89	89	89	89	89	89	0	0	0
西淀川区	57	57	57	50	50	50	7	7	7	171	171	171	170	170	170	1	1	1
淀川区	19	33	43	17	29	38	2	4	5	220	239	257	219	238	256	1	1	1
東淀川区	96	96	96	84	84	84	12	12	12	301	301	301	300	300	300	1	1	1
東成区	48	48	48	42	42	42	6	6	6	147	147	147	146	146	146	1	1	1
生野区	105	105	105	92	92	92	13	13	13	304	304	304	303	303	303	1	1	1
旭区	42	44	46	37	39	40	5	5	6	122	140	160	122	140	160	0	0	0
城東区	45	52	57	39	45	50	6	7	7	235	253	271	234	252	270	1	1	1
鶴見区	57	57	57	50	50	50	7	7	7	161	166	166	160	165	165	1	1	1
阿倍野区	47	48	49	41	42	43	6	6	6	138	155	171	138	154	170	0	1	1
住之江区	40	47	52	35	41	46	5	6	6	188	206	226	187	205	225	1	1	1
住吉区	95	95	95	83	83	83	12	12	12	305	305	306	304	304	305	1	1	1
東住吉区	66	66	67	58	58	59	8	8	8	320	320	320	319	319	319	1	1	1
平野区	149	149	149	130	130	130	19	19	19	377	377	377	376	376	376	1	1	1
西成区	64	65	66	56	57	58	8	8	8	275	275	275	274	274	274	1	1	1
合計	1,207	1,259	1,306	1,056	1,102	1,143	151	157	163	4,190	4,392	4,591	4,177	4,378	4,577	13	14	14

	地域密着型特定施設 入居者生活介護 (単位:人/月)			地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護 (単位:人/月)		
	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度
北区 都島区 淀川区 東淀川区 旭区	27	27	32	49	78	78
福島区 此花区 西区 港区 大正区 西淀川区	27	27	27	49	49	78
中央区 天王寺区 浪速区 東成区 生野区 城東区 鶴見区	22	27	27	133	133	133
住之江区 住吉区 西成区	19	19	19	78	78	78
阿倍野区 東住吉区 平野区	47	47	47	127	127	127
合計	142	147	152	436	465	494

	看護小規模多機能型居宅介護 (複合型サービス) (単位:人/月)		
	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度
北区	8	10	12
都島区	9	11	13
福島区	5	6	8
此花区	7	8	9
中央区	6	7	8
西区	5	6	7
港区	8	10	12
大正区	8	10	11
天王寺区	6	7	8
浪速区	5	7	8
西淀川区	9	11	13
淀川区	15	18	21
東淀川区	17	21	25
東成区	8	10	12
生野区	17	21	25
旭区	11	14	16
城東区	16	19	23
鶴見区	10	12	14
阿倍野区	11	14	16
住之江区	14	17	20
住吉区	18	23	27
東住吉区	17	20	24
平野区	23	28	33
西成区	21	25	30
合計	274	335	395

介護予防・日常生活支援総合事業

○介護予防・生活支援サービス事業

大阪市では、介護予防サービスのうち、訪問介護と通所介護は、2017(平成29)年4月から「介護予防・日常生活支援総合事業」(以下「総合事業」という。)のサービスとしてそれぞれ3種類ずつの訪問型サービス、通所型サービスとして実施し、その後2018(平成30)年7月から、地域における住民相互の支え合い、助け合いの地域づくりを推進する効果的な手法を検討するため、訪問型サービスのモデル事業として「住民の助け合いによる生活支援活動事業」を追加実施しています。

2021(令和3)年度以降の総合事業のサービス利用者数については、前年度の給付実績見込みの伸び率を乗じて算出しています。

図表9-2-5 介護予防・日常生活支援総合事業の目標量(延べ人数/年)

		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度
訪問型サービス	介護予防型訪問サービス	146,714	146,274	145,835
	生活援助型訪問サービス	96,998	96,707	96,417
	住民の助け合いによる生活支援活動事業	2,664	2,664	2,664
	サポート型訪問サービス	54	54	54
通所型サービス	介護予防型通所サービス	187,610	188,736	189,868
	短時間型通所サービス	5,210	5,241	5,272
	選択型通所サービス	193	194	195

○一般介護予防事業

- ・介護予防に資する住民主体の体操・運動等の通いの場の創出

大阪市では「百歳体操」等の介護予防に効果のある住民主体の体操・運動等の通いの場を、高齢者が徒歩で参加できる身近な場所で開催・継続できるよう、開催場所の維持、充実を図るとともに、必要な物品等貸し出しやリハビリテーション専門職等を派遣し支援しています。

2025(令和7)年度までに国の認知症施策推進大綱の重要業績評価指標(KPI)として規定された「介護予防に資する通いの場への参加率8%」に沿って設定した目標を達成できるように努めてまいります。

- ・介護予防ポイント事業

高齢者が社会参加や地域貢献活動を通じて自身の介護予防を図ることを積極的に支援するため、2015(平成27)年10月から本事業を開始しており、活動者は年々増加しています。

2021(令和3)年度以降の活動者数は、これまでの実績等を踏まえ、さらに今後取り組み予定の活動施設や活動内容の充実による活動者数の増加を反映し推計しました。

図表9-2-6 一般介護予防事業の目標量

	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度
通いの場の参加者数(年間)	17,100人	17,800人	18,500人
介護予防ポイント事業 活動者数(年間)	1,358人	1,871人	2,384人

2 自立支援・重度化防止等に係る取組みと目標

高齢化が進展する中で、地域包括ケアシステムを推進するとともに、制度の持続可能性を維持するためには、保険者機能を強化し、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた取組みを推進することが重要であるとの観点から、2017（平成29）年の法改正では、市町村の介護保険事業計画に、「被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護保険給付等に要する費用の適正化に関し、市町村が取り組むべき施策に関する事項」と「その目標に関する事項」を記載するとともに、その取組みの達成状況については、毎年度、調査・分析して、自己評価を行い、公表するよう努めることが定められています。

また、保険者の様々な取組みの達成状況を評価できるよう、客観的な指標を設定した上で、市町村等に対する財政的インセンティブを付与する仕組みが制度化されています。

大阪市におきましては、取組みとその目標を次のとおり設定しています。

（1）高齢者の自立支援、介護予防・重度化防止等に資する取組みの推進

取組内容	第8期の目標
<在宅医療・介護連携の推進>	
地域の関係団体等が参画する在宅医療・介護連携推進会議（部会・ワーキング）において、現状分析により抽出された課題をもとに対処策を検討します。	すべての区において、区役所が主体的に会議を開催し、対応策を検討、具体化する。
「在宅医療・介護連携相談支援室」に専任の在宅医療・介護連携支援コーディネーターを配置し、医療・介護関係者等からの相談を受けるとともに、連絡調整・情報提供等の支援を行い、多職種間の円滑な相互理解や情報共有を図ります。	すべての区において、多職種間における情報の収集・共有をするために、地域の医療・介護に関する会議に参画する。
「在宅医療・介護連携相談支援室」において、切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築を図ります。	すべての区において、地域の実情に応じた切れ目のない在宅医療・介護のサービス提供体制のニーズ・あり方について検討、具体化する。
医療・介護関係者等や関係機関との連携を実現するには、「顔の見える関係」を構築することが重要であるため、「在宅医療・介護連携の推進」という同じ目的を共有できる研修を行うことで多職種連携の推進を進めます。	すべての区において、医療・介護関係者が参加する「多職種研修会」等を開催する。
在宅での療養が必要となったときに適切にサービスを選択できるよう、地域住民が在宅医療や介護について理解を深めることが重要であるため、普及・啓発の取組みを進めることで、理解の促進に努めます。	すべての区において、在宅医療や介護に関する理解促進のため、区民講演会の開催や広報紙・ホームページ等で普及・啓発を実施する。

取組内容	第8期の目標
医療・介護関係者等が連携時に必要な情報を共有できるよう、情報共有ツールの活用を支援し、促進に努めます。	すべての区において、医療・介護関係者が地域で充実又は作成すべきツールの検討を実施する。
PDCAサイクルに沿って地域実情に応じた柔軟な取組みを進めることで、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築を進めます。	すべての区において、課題への対応策が具体化され、実施・評価・改善をPDCAサイクルに沿って実施する。
< 地域包括支援センターの運営の充実 >	
(地域包括支援センターの資質の向上)	
地域包括支援センター運営協議会において地域包括支援センターの事業の評価を行い、その結果に基づいた助言・支援を地域包括支援センターに対して行うとともに、必要な研修等の実施を通じて、地域包括支援センターの資質の向上を図ります。	事業実施基準 に基づく評価結果 目標値等: 全ての地域包括支援センターが全ての基準を満たす。 総合相談の実施状況や地域ケア会議の開催状況など、地域包括支援センターの事業の基本的な事項に関する評価基準
(自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントの推進)	
地域で活動する介護支援専門員が自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントを推進できるよう支援することが重要であることから、自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントを支援するための地域ケア会議の推進に取り組めます。	自立支援等に資する地域ケア会議 の推進 目標値等: 各地域包括支援センターにおいて月1回以上実施 介護支援専門員による要支援者に係るケアプラン作成に関し、地域包括支援センターの専門職のほか多職種連携による自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントを支援するための地域ケア会議
< 認知症の人への支援 >	
(認知症初期集中支援推進事業の推進)	
早期に認知症の鑑別診断が行われ、速やかに適切な医療・介護等が受けられる初期の対応体制を構築し、認知症の人とその家族などの支援を包括的・集中的に行い、認知症の人の自立生活をサポートするため、認知症初期集中支援チームの活動を推進します。	医療・介護等の支援につながった割合 目標値: 80%以上/年 介護保険サービスやインフォーマルサービスの他、本人に必要と考えられる何らかの支援につながったものを含む。 支援終了時における在宅生活率 目標値: 80%以上/年
(オレンジサポーター地域活動促進事業の推進)	
認知症サポーター等が支援チームを作り、認知症の人やその家族への支援を行う「ちーむオレンジサポーター」の仕組みを構築するとともに、認知症の人にやさしい取組みを行うオレンジパートナー企業の登録を増やしていくことにより、認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりに取り組めます。	「ちーむオレンジサポーター」数 目標値: 2023(令和5)年度末までに300チーム

取組内容	第8期の目標
<介護予防の充実>	
<p>「百歳体操」等の介護予防に効果のある住民主体の体操・運動等の通いの場を、高齢者が徒歩で参加できる身近な場所で開催できるよう、「百歳体操」で使用するおもりやDVDなどの物品の貸し出し等を実施するとともに、リハビリテーション専門職の派遣による活動の場の立ち上げや継続のための支援を実施します。</p>	<p>2025(令和7)年度末までに20,000人の参加をめざし、毎年度、参加者目標数を設定し、段階的に目標を達成する。</p> <p>2021(令和3)年度末 17,100名 2022(令和4)年度末 17,800名 2023(令和5)年度末 18,500名</p>
<p>社会参加や地域貢献活動を通じた介護予防活動を推進するため、介護予防ポイント事業に参加する高齢者の一層の増加をめざした取組みを推進します。</p>	<p>介護予防ポイント事業 活動者数</p> <p>2021(令和3)年度末 1,358名 2022(令和4)年度末 1,871名 2023(令和5)年度末 2,384名</p>
<生活支援体制の基盤整備の推進>	
<p>地域の実情に応じたよりきめ細かな支援を行うため、生活支援コーディネーターの体制の充実を図り、協議体等の会議を通じた関係機関との情報共有や地域ケア会議等への積極的な参画・連携により、生活支援・介護予防サービスの充実に取り組めます。</p>	<p>地域ごとに異なる個別課題や地域課題の解決に向けた地域ケア会議等へ参画</p>
<p>生活支援コーディネーターが把握した既存の地域資源では対応が困難なニーズがあった場合には、協議体を通じて、不足する地域資源の開発を行います。</p>	<p>生活支援コーディネーターや協議体の活動を通じた地域資源の開発</p>
<介護支援専門員の質の向上>	
<p>居宅介護支援事業所の介護支援専門員が作成するケアプランが、利用者の自立を促すとともにニーズにそっているかを点検指導し、ケアプラン作成における問題点や課題を抽出、検証のうえ、結果を介護支援専門員へ周知することで、すべての居宅介護支援事業所に対して意識改善を図り、介護支援専門員の資質向上をめざします。</p>	<p>ケアマネスキルアップ事業 参加事業所数</p> <p>2021(令和3)年度 384か所 2022(令和4)年度 391か所 2023(令和5)年度 398か所</p>

(2) 介護給付等に要する費用の適正化の推進

取組内容	第8期の目標
<p>国民健康保険団体連合会のデータから、近年増加が顕著なサービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等の入居者に対してケアプランを作成する割合の高い事業所などへ直接訪問し、ケアプランが「利用者の自由な選択を阻害していないか」、「真に必要なサービスが適切に位置づけられているか」をケアマネジャー（介護支援専門員）の同席のもと確認検証し、「気づき」を促すとともに「自立支援に資するケアマネジメント」の実践に向けた取組みを支援します。</p>	<p>ケアプランチェック（居宅サービス計画） 訪問事業所数 2021(令和3)年度 172 か所 2022(令和4)年度 175 か所 2023(令和5)年度 179 か所</p>
<p>国民健康保険団体連合会に業務を委託し、同連合会から保険者に対して提供される介護給付情報と医療給付情報の突合結果をもとに、給付状況等を確認したうえで、疑義がある内容について、各事業者へ照会を行い、重複請求等請求の誤りが判明した場合は、返還を求めます。</p>	<p>介護給付と医療給付との支払実績突合点検(医療情報との突合) 2021(令和3)年度 5,648 件 2022(令和4)年度 5,761 件 2023(令和5)年度 5,876 件</p>
<p>高齢者向け賃貸住宅に介護サービスの必要な人を住ませ、過剰または不適切な介護サービスを行うケースに対応するために、一つの住所において多くの利用者に介護保険のサービスを提供している訪問介護事業者や居宅介護支援事業者の状況を国民健康保険団体連合会のデータ等を活用して把握し、重点的な指導を行います。</p>	<p>一つの住所で10人以上の利用者に介護保険サービスを提供している訪問介護又は居宅介護支援事業者への実地指導数 2021(令和3)年度 75 か所 2022(令和4)年度 76 か所 2023(令和5)年度 77 か所</p>
<p>公平・公正な要介護(要支援)認定を行うためには、適正な認定調査や審査判定を行う必要があることから、認定調査員等に対する研修を行うとともに、必要に応じ保健師の同行や手話通訳者等を派遣することにより的確な審査判定資料を作成し、全国一律の基準により審査・判定を行います。</p>	<p>認定調査員への研修等を行うことで、よりの確な審査判定資料の作成に努めるとともに、審査会運営のあり方等に課題がないか検討・検証するなど、要介護認定の平準化に向けた取組みの強化を行う。</p>

(3) その他

取組内容	第 8 期の目標
<p>介護サービス事業所に対する実地指導の一部委託化を推進し、実地指導の実施率の向上を図ると共に、市職員が虐待や不正請求等の重要案件に一層、重点的に取り組めるようにしていきます。</p>	<p>実地指導実施率 2021(令和3)～2023(令和5) 各年度 16.6%以上</p>
<p>養介護施設従事者等に対しては、集団指導や実地指導、監査などの機会を通して、虐待防止や従事者の通報義務・職員のストレス対策について啓発を図るとともに、集団指導時に併せて、人権擁護に関する研修会を実施するなど高齢者虐待防止に関する研修等の取組みを進めます。</p> <p>また、高齢者の尊厳を傷つけるだけでなく、身体的機能の低下を引き起こすもとなりうる施設等における身体拘束についても、高齢者虐待として、引き続き養介護施設従事者の資質の向上や意識改革等による防止に向けた取組みを進めます。</p>	<p>虐待防止等に関する研修参加事業所数 2021(令和3)年度 6,730 か所 2022(令和4)年度 6,931 か所 2023(令和5)年度 7,138 か所</p>
<p>大阪市社会福祉研修・情報センターにおける研修の実施など、介護サービス事業等の従事者の資質向上に取り組めます。</p> <p>また、福祉教材を活用した福祉教育の推進など、福祉に関する理解促進やイメージアップを図ります。</p>	<p>左記の具体的な取組みについて、第8期についても、引き続き取り組む。</p>
<p>介護職員の安定的な確保を図るとともに、事業主による介護職員の資質向上や雇用管理の改善の取組みがより一層促進されるよう、国の処遇改善加算は段階的に拡充されており、大阪市としても、集団指導等において介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の取得勧奨を行うなど取得促進に引き続き取り組めます。</p>	<p>処遇改善加算取得事業所数 2021(令和3)年度 4,001 か所 2022(令和4)年度 4,057 か所 2023(令和5)年度 4,114 か所</p> <p>特定処遇改善加算取得事業所数 2021(令和3)年度 2,603 か所 2022(令和4)年度 2,639 か所 2023(令和5)年度 2,676 か所</p>

V 介護保険給付に係る費用の見込み等

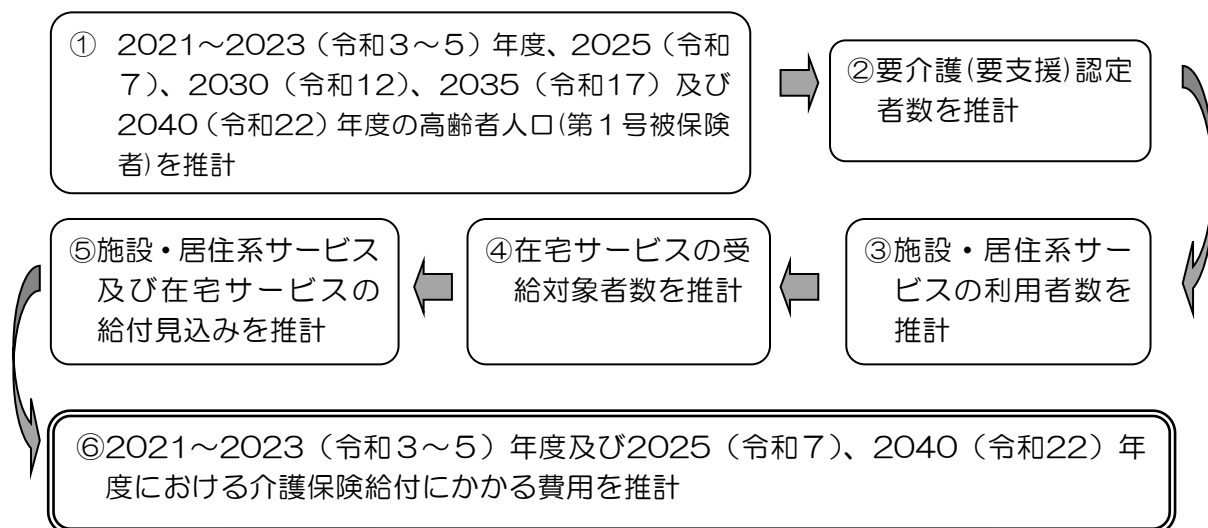
第10章 介護保険給付に係る費用の見込み等

第8期介護保険事業計画では、「団塊の世代」が75歳以上となる2025(令和7)年、更には、その先の団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040(令和22)年を念頭に置いて高齢者人口や介護サービスに対するニーズを中長期的に見据えた取組みを推進していきます。

介護保険給付に係る費用の見込みについては、介護保険制度の改正等を踏まえ、2021(令和3)年度から2023(令和5)年度、2025(令和7)年度、2030(令和12)年度、2035(令和17)年度及び2040(令和22)年度の65歳以上の高齢者人口(第1号被保険者数)、要介護(要支援)認定者数を推計したうえで、2021(令和3)年度から2023(令和5)年度における施設サービスなどの利用者数の目標値を設定し、これらの推計値(目標値)と過去の介護保険給付実績等をもとに、2021(令和3)年度から2023(令和5)年度の各居宅・居住系サービス等の給付見込みを年度ごとに推計して算出しました。

1 介護保険給付に係る費用算定の流れ

国から示されている介護サービス見込み量算出の流れに沿って、次のとおり費用算定を行いました。



2 高齢者人口（第1号被保険者数）の推計

大阪市においては、2015(平成27)年から2020(令和2)年を境に総人口が減少する一方で、65歳以上の人口は横ばいから、2025(令和7)年以降高齢化が進展することが見込まれています。

大阪市の第8期介護保険事業計画の策定においては、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成30(2018)年3月推計）」を、厚生労働省が示す方法により補正を行い、2021(令和3)年～2023(令和5)年に加え、2025(令和7)年、2030(令和12)年、2035(令和17)年、2040(令和22)年の人口推計を行うこととしました。

その結果、大阪市における高齢者人口（65歳以上人口）は、2023(令和5)年度には、前期高齢者（65歳以上75歳未満の高齢者）が29万1000人、後期高齢者（75歳以上の高齢者）39万2000人、合計では68万3000人と推計し、高齢化率は、2023(令和5)年度には、25.3%、2025(令和7)年度には、25.3%、2030(令和12)年度には、26.1%、2035(令和17)年度には、27.8%、2040(令和22)年度には、30.6%となります。（図表10-2-1、10-2-2参照）

図表10-2-1 高齢者人口の推計

	第7期計画期間			第8期計画期間			2025 (令和7) 年度	2030 (令和12) 年度	2035 (令和17) 年度	2040 (令和22) 年度
	2018 (平成30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度				
高齢化率	25.3%	25.2%	25.3%	25.3%	25.3%	25.3%	25.3%	26.1%	27.8%	30.6%
高齢者人口(千人) (第1号被保険者数)	686	687	688	686	685	683	680	689	719	768
前期高齢者	335	328	325	314	303	291	268	277	324	369
全体に占める割合	48.9%	47.7%	47.3%	45.8%	44.2%	42.6%	39.4%	40.2%	45.1%	48.0%
後期高齢者	351	359	362	372	382	392	412	413	395	399
全体に占める割合	51.1%	52.3%	52.7%	54.2%	55.8%	57.4%	60.6%	59.8%	54.9%	52.0%

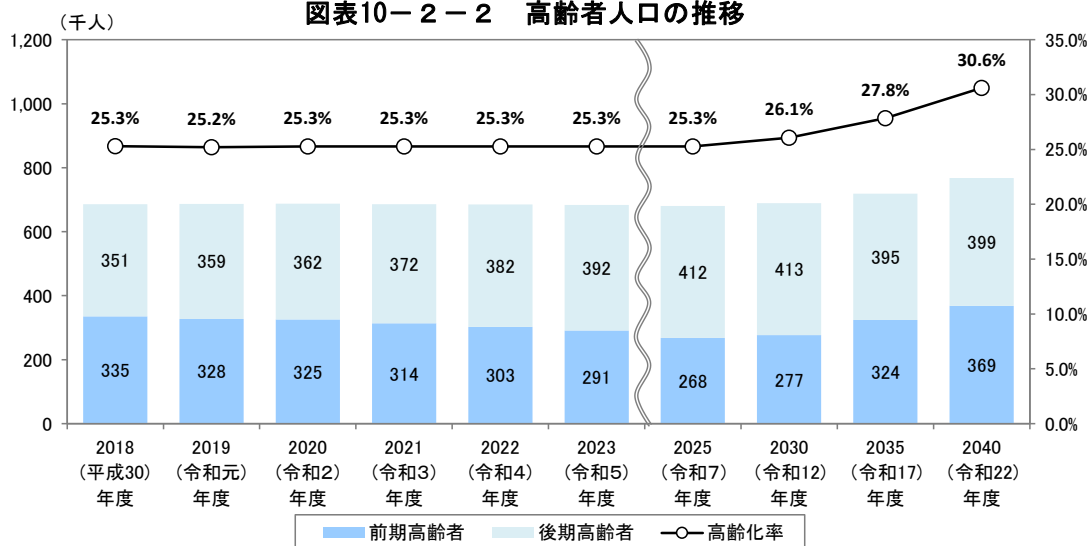
(参考)

40～64歳人口(千人)	905	914	919	924	929	934	944	926	874	806
--------------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

※高齢化率：第1号被保険者数／推計人口(大阪市福祉局の推計による)

※2018(平成30)・2019(令和元)年度は9月末の第1号被保険者数実績。2020(令和2)年度は見込数値

図表10-2-2 高齢者人口の推移



3 要介護（要支援）認定者数の推計

大阪市の認定率は、介護保険制度の開始以来伸び続けており、高齢化の進展に伴い、今後も、ひとり暮らしの高齢者人口の伸び等が見込まれることから、引き続き要介護（要支援）認定者数及び認定率の上昇が想定されます。

本計画における要介護（要支援）認定者数を適切に反映させるため、直近1年間における認定者数の伸び率、認定率の高い後期高齢者の増加による認定者数の増加を見込み認定者数を推計しました。

その結果、2023(令和5)年度は、認定者数は193,459人、うち第1号被保険者の認定率は27.9%となります。

また、2025(令和7)年度の認定者数は201,732人、認定率は29.2%、2030(令和12)年度の認定者数は215,250人、認定率は30.8%、2035(令和17)年度の認定者数は222,126人、認定率は30.5%、2040(令和22)年度の認定者数は225,853人、認定率は29.1%となります。

(図表10-3-1、P284 図表10-3-2、10-3-3参照)

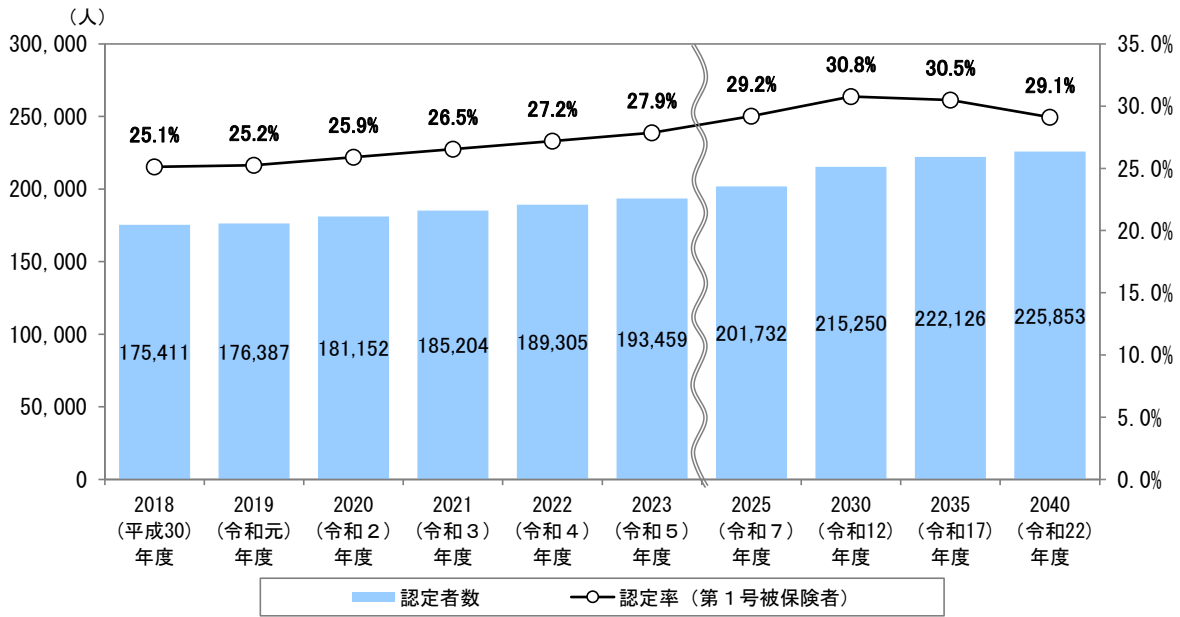
図表10-3-1 要介護（要支援）認定者数の推計

(単位：人)

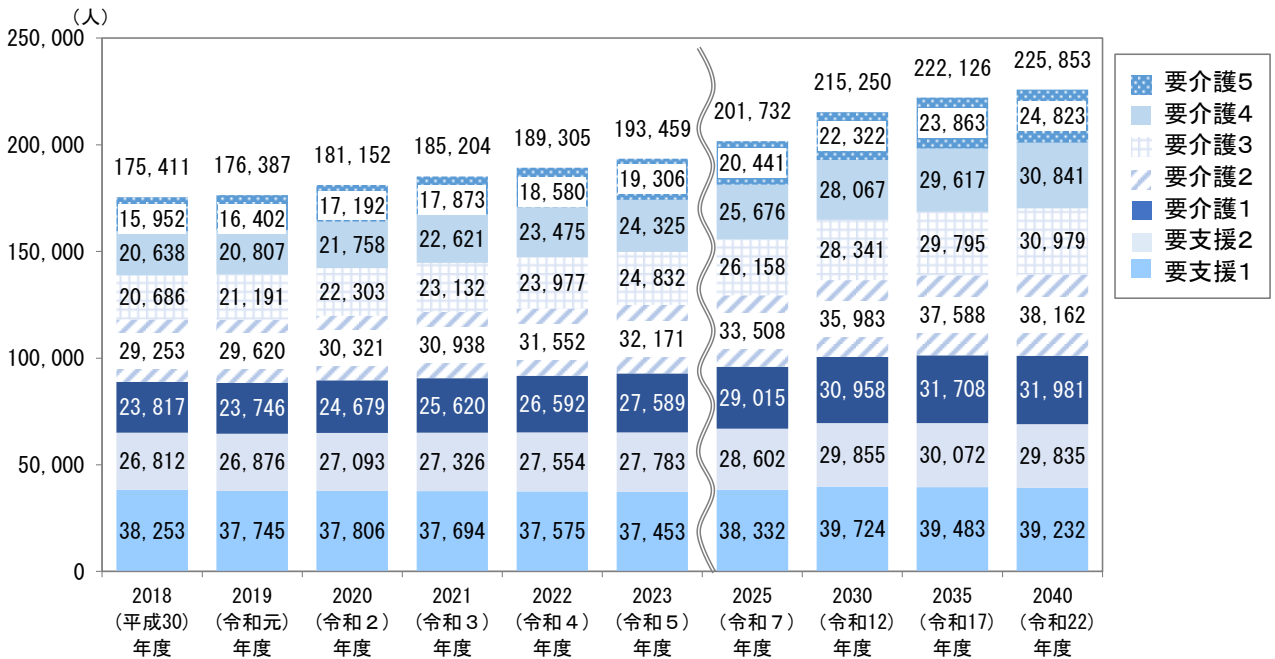
	第7期計画期間			第8期計画期間			2025 (令和7) 年度	2030 (令和12) 年度	2035 (令和17) 年度	2040 (令和22) 年度
	2018 (平成30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度				
認定者数	175,411	176,387	181,152	185,204	189,305	193,459	201,732	215,250	222,126	225,853
要支援1	38,253	37,745	37,806	37,694	37,575	37,453	38,332	39,724	39,483	39,232
要支援2	26,812	26,876	27,093	27,326	27,554	27,783	28,602	29,855	30,072	29,835
要介護1	23,817	23,746	24,679	25,620	26,592	27,589	29,015	30,958	31,708	31,981
要介護2	29,253	29,620	30,321	30,938	31,552	32,171	33,508	35,983	37,588	38,162
要介護3	20,686	21,191	22,303	23,132	23,977	24,832	26,158	28,341	29,795	30,979
要介護4	20,638	20,807	21,758	22,621	23,475	24,325	25,676	28,067	29,617	30,841
要介護5	15,952	16,402	17,192	17,873	18,580	19,306	20,441	22,322	23,863	24,823
うち第1号被保険者	172,365	173,450	178,104	182,139	186,224	190,363	198,601	212,181	219,230	223,182
認定率	25.1%	25.2%	25.9%	26.5%	27.2%	27.9%	29.2%	30.8%	30.5%	29.1%

※2018(平成30)・2019(令和元)年度は9月末実績。2020(令和2)年度は見込数値

図表10-3-2 要介護（要支援）認定率の推移



図表10-3-3 要介護（要支援）認定者数の推移



4 施設・居住系サービス利用者数の推計

特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）の入所については、2015(平成27)年度から機能の重点化が図られ、新たに入所する方は原則要介護3以上となりましたが、要介護1又は2の方であっても、単身の方など、やむを得ない事情により在宅での生活が困難な場合は、特例入所が認められています。

これまでは利用ニーズを踏まえて、さまざまな施設・居住系サービスの充実を図り、総合的に高齢者ひとりひとりのニーズに合ったサービスが提供できるよう検討して、入所の必要性・緊急性が高い入所申込者が概ね1年以内に入所が可能となるよう特別養護老人ホームの整備に取り組んできました。

本計画においても、引き続き入所の必要性・緊急性の高い入所申込者が概ね1年以内に入所出来る状態が維持できるよう、必要となる特別養護老人ホームの整備を進めることとしています。

また、介護保険法の一部が改正され、「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」等の医療機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた新たな介護保険施設として、2018(平成30)年4月に「介護医療院」が創設され、2017(平成29)年度末をもって廃止することとされていた介護療養型医療施設については、経過措置期間が2023(令和5)年度末まで延長されています。

これにより、介護療養型医療施設については、事業者の介護保険施設等への転換意向等を勘案した上で、第8期計画期間中における利用者数を見込んでいます。

その他の施設・居住系サービスについては、施設利用者数や入所希望者数、高齢者実態調査における利用意向などを踏まえ、必要な利用者数を見込んでいます。

図表10-4-1 施設・居住系サービス利用者数の推計 (単位：人)

	第7期計画期間			第8期計画期間		
	2018 (平成30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度
4施設	18,608	18,795	19,416	22,534	22,894	22,994
介護老人福祉施設※1	11,555	11,708	12,079	14,275	14,500	14,600
介護老人保健施設	6,681	6,793	7,071	8,044	8,200	8,200
介護医療院	5	18	30	30	37	37
介護療養型医療施設	367	276	236	185	157	157
介護 度 別	要介護1	673	609	605	682	696
	要介護2	1,732	1,665	1,659	1,890	1,924
	要介護3	4,127	4,138	4,308	5,063	5,149
	要介護4	6,911	7,117	7,411	8,646	8,783
	要介護5	5,165	5,266	5,433	6,253	6,342
認知症対応型共同生活介護※2	3,894	3,988	4,150	4,190	4,392	4,591
特定施設入居者生活介護※1※2	6,437	6,779	6,991	7,492	7,689	7,816
施設・居住系サービス 計	28,939	29,562	30,557	34,216	34,975	35,401

※2018(平成30)・2019(令和元)年度は実績値。2020(令和2)年度は見込値

※1 地域密着型サービスを含む ※2 介護予防サービスを含む。

5 在宅サービスの受給対象者数の推計

在宅サービスの受給対象者数は、要介護（要支援）認定者数から、要介護度ごとに施設・居住系サービス（介護保険3施設及び介護医療院）、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護の利用者数を減じ、各年度の受給対象者数を推計しました。（図表10-5-1参照）

図表10-5-1 在宅サービスの受給対象者数の推計

（単位：人）

	第7期計画期間			第8期計画期間		
	2018 (平成30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度
認定者数 (A)	175,411	176,387	181,152	185,204	189,305	193,459
施設・居住系サービス利用者数 (B)	28,939	29,562	30,557	34,216	34,975	35,401
在宅サービス受給対象者数 (A-B)	146,472	146,825	150,595	150,988	154,330	158,058
要支援1	37,712	37,168	37,228	37,067	36,931	36,799
要支援2	26,356	26,375	26,581	26,769	26,981	27,201
要介護1	21,143	21,082	21,955	22,693	23,575	24,511
要介護2	25,495	25,787	26,443	26,717	27,215	27,762
要介護3	14,638	15,132	15,972	15,959	16,642	17,409
要介護4	11,747	11,648	12,243	11,881	12,452	13,201
要介護5	9,381	9,633	10,173	9,972	10,534	11,175

※2018(平成30)・2019(令和元)年度の認定者数は9月末実績、サービス利用者数は年度平均値。2020(令和2)年度は見込数値

6 サービス給付見込みの推計

施設・居住系サービスを除く居宅（介護予防）サービス及び地域密着型（介護予防）サービスの各サービスごとの給付見込みについては、前年度の平均実績に基づき各サービス別利用率及び1人あたり利用回数等を介護度別に算出し、各サービスの必要量を推計しました。施設・居住系サービス（「4 施設・居住系サービス利用者数の推計」参照）を含めて、各サービスごとの給付見込みは次のとおりです。

（1）居宅サービスの給付見込み

図表10-6-1 居宅サービスの給付見込み

	単位	第7期実績			第8期計画		
		2018 (平成30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度
①訪問介護	回/週	313,860	323,920	334,461	334,847	349,392	365,893
②訪問入浴介護	回/週	1,750	1,756	1,809	1,789	1,886	1,994
介護予防訪問入浴介護	回/週	9	11	12	11	11	11
③訪問看護	回/週	32,740	35,285	36,758	36,909	38,429	40,145
介護予防訪問看護	回/週	4,196	4,697	4,888	4,910	4,935	4,960
④訪問リハビリテーション	回/週	7,312	7,689	7,977	8,002	8,327	8,692
介護予防訪問リハビリテーション	回/週	1,092	1,305	1,395	1,409	1,416	1,421
⑤居宅療養管理指導	人/月	24,977	26,474	27,752	27,892	29,060	30,380
介護予防居宅療養管理指導	人/月	1,867	1,994	2,007	2,014	2,018	2,024
⑥通所介護	回/週	46,693	48,027	49,879	50,605	52,458	54,518
⑦通所リハビリテーション	回/週	15,682	16,335	16,769	16,953	17,575	18,265
介護予防通所リハビリテーション	人/月	2,822	3,179	3,129	3,136	3,143	3,152
⑧短期入所生活介護	日/月	46,096	47,516	49,804	49,748	51,997	54,569
介護予防短期入所生活介護	日/月	259	311	332	345	345	345
⑨短期入所療養介護	日/月	7,532	7,579	7,906	7,950	7,987	8,423
介護予防短期入所療養介護	日/月	71	84	79	77	77	77
⑩特定施設入居者生活介護	人/月	5,319	5,576	5,775	6,179	6,339	6,442
介護予防特定施設入居者生活介護	人/月	982	1,066	1,079	1,171	1,203	1,222

※2018(平成30)・2019(令和元)年度は実績。2020(令和2)年度は見込数値

下線のサービスは居住系サービス

	単位	第7期実績			第8期計画		
		2018 (平成30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度
⑪福祉用具貸与	人/月	49,477	50,949	53,036	53,488	55,504	57,766
介護予防福祉用具貸与	人/月	16,362	17,109	17,632	17,685	17,742	17,802
⑫特定福祉用具購入費の支給	人/年	8,040	7,546	8,092	8,172	8,484	8,832
特定介護予防福祉用具購入費の支給	人/年	3,678	3,469	3,541	3,576	3,588	3,588
⑬住宅改修費の支給	人/年	5,590	5,178	5,169	5,232	5,412	5,628
介護予防住宅改修費の支給	人/年	4,143	3,918	3,968	3,960	3,972	3,972
⑭居宅介護支援	人/月	68,636	69,494	71,431	72,390	75,055	78,022
介護予防支援	人/月	19,666	20,789	21,077	21,138	21,201	21,267

※2018(平成30)・2019(令和元)年度は実績。2020(令和2)年度は見込数値

(2) 施設サービスの給付見込み

図表10-6-2 施設サービスの給付見込み

	単位	第7期実績			第8期計画		
		2018 (平成30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度
① 介護老人福祉施設 (地域密着型老人福祉施設含む)	人/月	11,555	11,708	12,079	14,275	14,500	14,600
② 介護老人保健施設	人/月	6,681	6,793	7,071	8,044	8,200	8,200
③ 介護医療院	人/月	5	18	30	30	37	37
④ 介護療養型医療施設	人/月	367	276	236	185	157	157

※2018(平成30)・2019(令和元)年度は実績。2020(令和2)年度は見込数値

(3) 地域密着型サービスの給付見込み

図表10-6-3 地域密着型サービスの給付見込み

	単位	第7期実績			第8期計画		
		2018 (平成30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人/月	544	585	603	610	633	659
②夜間対応型訪問介護	人/月	136	148	150	151	159	166
③地域密着型通所介護	回/週	24,651	25,646	26,762	27,148	28,137	29,238
④認知症対応型通所介護	回/週	2,577	2,529	2,548	2,573	2,676	2,793
介護予防認知症対応型通所介護	回/週	14	9	9	8	8	8
⑤小規模多機能型居宅介護	人/月	946	987	1,048	1,056	1,102	1,143
介護予防小規模多機能型居宅介護	人/月	138	150	153	151	157	163
⑥認知症対応型共同生活介護	人/月	3,879	3,976	4,139	4,177	4,378	4,577
介護予防認知症対応型共同生活介護	人/月	15	12	11	13	14	14
⑦地域密着型特定施設入居者生活介護	人/月	136	137	137	142	147	152
⑧地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人/月	274	326	348	436	465	494
⑨看護小規模多機能型居宅介護 (複合型サービス)	人/月	228	249	252	274	335	395

※2018(平成30)・2019(令和元)年度は実績。2020(令和2)年度は見込数値

下線のサービスは居住系サービス

7 介護保険給付及び地域支援事業に係る費用の見込み

(1) 介護保険給付及び地域支援事業に係る費用（利用者負担分を除く）の見込み

第8期介護保険事業計画期間における各サービスの給付見込みの推計に基づいて、介護保険給付にかかる費用を算定し、その他費用として、高額介護（介護予防）サービス費、審査支払費、特定入所者介護（介護予防）サービス費等を算定しました。

なお、地域支援事業にかかる費用については、2017(平成29)年度以降、総合事業と包括的支援事業・任意事業それぞれに上限額が設定されています。

第8期介護保険事業計画では、過去の実績や高齢者数の伸び等を考慮の上、各年度の地域支援事業にかかる費用を見込んでおります。（図表10-7-1、10-7-2参照）

図表10-7-1 介護保険給付及び地域支援事業に係る費用の見込み

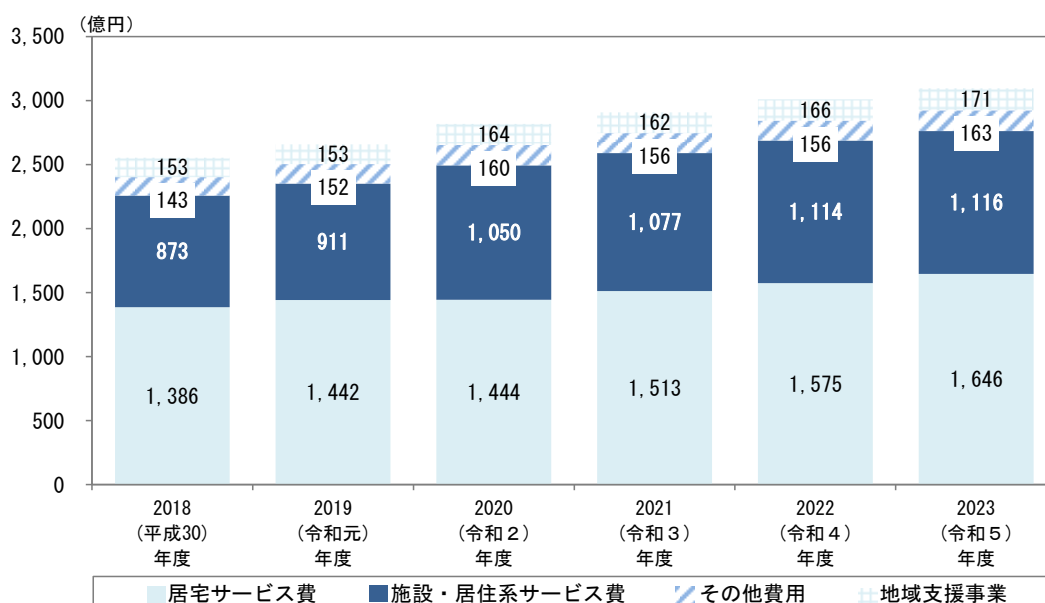
（単位：億円）

	第7期計画期間			第8期計画期間			第8期合計
	2018 (平成30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度	
介護保険給付（計）	2,402	2,505	2,655	2,746	2,846	2,924	8,517
居宅サービス費	1,386	1,442	1,444	1,513	1,575	1,646	4,734
施設・居住系サービス	873	911	1,050	1,077	1,114	1,116	3,307
その他費用	143	152	160	156	156	163	475
地域支援事業（計）	153	153	164	162	166	171	499
総合事業	110	106	111	105	108	111	324
一般介護予防事業	2	2	2	2	2	2	7
包括的支援事業・任意事業	42	46	51	55	56	57	168

※2018(平成30)・2019(令和元)年度は実績。2020(令和2)年度は見込数値。

※数値は1億円未満を四捨五入しているため、計に一致しない。

図表10-7-2 介護保険給付及び地域支援事業に係る費用の推移



(2) 保険料段階及び保険料率の設定

保険料段階については、現在11段階の保険料段階を設定していますが、低所得者の負担に配慮し、被保険者の負担能力に応じたよりきめの細かい保険料段階とするため、第8期介護保険事業計画においては、さらに段階数を増やし、15段階の保険料段階とします。

また、保険料率については、公費の投入による低所得者の保険料軽減が実施されており、第1段階から第4段階の保険料率について、第1段階と第2段階を0.35、第3段階を0.50、第4段階を0.70に、引き続き保険料率を引き下げて設定します。

【保険料段階及び保険料率】

第7期		第8期介護保険事業運営期間				段階別加入割合 (累計)	
段階	保険料率	段階	保険料率	基準所得金額			
第1	0.35	→	第1	0.35	生活保護の受給者等	10.9% (10.9%)	
第2	0.35	→	第2	0.35	本人が市町村民税非課税	20.5% (31.4%)	
第3	0.50	→	第3	0.50		世帯非課税 (基準所得金額(※) ≤ 80万円)	9.9% (41.3%)
第4	0.70	→	第4	0.70		世帯非課税 (基準所得金額(※) ≤ 120万円)	9.4% (50.7%)
第5	0.85	→	第5	0.85		世帯非課税 (第2・第3段階以外)	9.1% (59.8%)
第6 (基準額)	1.00	→	第6 (基準額)	1.00		世帯課税 (基準所得金額(※) ≤ 80万円)	8.1% (67.8%)
第7	1.10	→	第7	1.10	本人が市町村民税課税	12.2% (80.1%)	
第8	1.25	→	第8	1.25		本人課税 (基準所得金額(※) 125万円以下)	9.2% (89.3%)
第9	1.50	→	第9	1.50		本人課税 (基準所得金額(※) 125万円を超え200万円未満)	4.5% (93.8%)
			第10	1.60		本人課税 (基準所得金額(※) 200万円以上300万円未満)	2.4% (96.2%)
第10	1.75	→	第11	1.75		本人課税 (基準所得金額(※) 300万円以上400万円未満)	1.1% (97.3%)
			第12	1.80		本人課税 (基準所得金額(※) 400万円以上500万円未満)	0.5% (97.8%)
			第13	1.90		本人課税 (基準所得金額(※) 500万円以上600万円未満)	0.4% (98.2%)
第11	2.00	→	第14	2.00		本人課税 (基準所得金額(※) 600万円以上700万円未満)	0.6% (98.8%)
			第15	2.30	本人課税 (基準所得金額(※) 700万円以上1,000万円未満)	1.2% (100.0%)	
					本人課税 (基準所得金額(※) 1,000万円以上)		

※基準所得金額 (保険料段階判定の基準となる所得金額)

本人が市町村民税非課税	公的年金等の収入金額 + 【合計所得金額 - (長期譲渡所得・短期譲渡所得に係る特別控除額)】 - 公的年金等所得
本人が市町村民税課税	合計所得金額 - (長期譲渡所得・短期譲渡所得に係る特別控除額)

(3) 第1号被保険者(65歳以上)の保険料

介護保険給付に要する費用は、50%を公費(国・府・市)で負担し、残りの50%を保険料(23%を第1号被保険者の保険料、27%を第2号被保険者の保険料)で負担します。

「(1) 介護保険給付及び地域支援事業に係る費用(利用者負担分を除く)の見込み」で算出した2021(令和3)年度から2023(令和5)年度の費用額に基づき、第1号被保険者の介護保険料基準額(第6段階)を算定しますと、月額8,110円(現行月額7,927円)となります。

第8期介護保険事業計画については、介護給付費準備基金の取崩しや保険料段階の多段階化といった保険料を引き下げる要因を加味しているものの、後期高齢者数の増加に伴う要介護認定者数の増加により、第7期介護保険事業計画と比べ、183円、2.3%の上昇となっています。

※なお、将来の給付費等にかかる費用額を現状の給付費等の伸び率による自然体で推計したところ、2025(令和7)年度は約3,200億円となり、それを基に保険料基準額を試算すると、月額は9,200円程度となります。

(4) 介護保険サービスの利用者負担額

介護保険サービス（総合事業のサービスを含む。以下同じ。）の利用者負担額は、本人の所得金額に応じて1割、2割または3割で設定されております。

また、利用者負担額が一定の上限を超えた場合には、超えた金額が高額介護（介護予防）サービス費（相当事業）として申請により給付されます。さらに、国民健康保険や後期高齢者医療制度などの各医療保険における世帯内の、1年間の介護保険と医療保険との利用者負担額の合計が一定の上限額を超えた場合に、高額医療合算介護（介護予防）サービス費（相当事業）として申請により給付されます。いずれも低所得者については、所得に応じた利用者負担限度額が設定されています。

なお、高額介護（介護予防）サービス費（相当事業）については、医療保険における自己負担額の上限に合わせ、年収約770万円以上の方と年収1,160万円以上の方については、世帯の上限額を現行の44,400円からそれぞれ93,000円、140,100円とする見直しが検討されております。

このほか、介護保険施設に入所した場合の居住費や食費についても、所得に応じた利用者負担限度額を設定し、差額相当分について、特定入所者介護（介護予防）サービス費として給付されていますが、利用者負担段階が現行の第3段階（非課税世帯かつ本人年金収入等が80万円超の方）について段階を細分化する見直しが検討されております。

さらには、社会福祉法人が提供する介護サービスについても、低所得者に対する軽減措置があり、今後も、事業者を対象とした集団指導の実施時等に社会福祉法人に対して利用者負担額軽減事業への協力を依頼し、制度の充実を図ります。

引き続きこれらの給付を行いますが、低所得者の負担軽減については、全国で統一した対応が必要であり、低所得者の利用者負担の減免については、高齢者の所得状況などの実態を踏まえ、介護サービスの利用が制限されることのないよう国において特段の措置を講じることが必要です。

第 11 章 施策の推進体制

1 市民等の意見反映のための体制

高齢者施策を総合的かつ効果的に推進するとともに、介護保険事業の円滑な実施を確保することなどを目的として、被保険者、保健関係者、医療関係者、福祉関係者、学識経験者等で構成する「大阪市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会」を開催しています。

この会議では、市民からの公募委員や女性委員の積極的な参画等を図り、「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づいた総合的な高齢者施策の推進において、市民や関係団体の意見反映に努めています。

2 施策推進のための体制

高齢者施策に主体的に取り組み、その一層の推進を図るため、全庁的な組織として、福祉局長を委員長とする「大阪市高齢者施策連絡会議」を設置し、高齢者を支援する施策を総合的かつ円滑に推進するための体制整備を図るとともに、本計画で示した施策について、大阪府や関係機関・関係団体との連携を図りながら、その進捗管理を行っていきます。

本計画に基づき高齢者施策を進めるにあたっては、引き続き、課題解決に向けて必要な情報・資料の収集・分析、ニーズや実態の把握のための調査・分析等を行いながら取り組んでいきます。計画の進捗状況の点検及び評価については、「大阪市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会」へ報告し、委員の意見などを踏まえながら、より効果的・効率的な高齢者施策の推進に向けた取組みへつなげるとともに、地域の実情に応じた施策の推進のため、地域ケア会議から見えてきた地域課題について、その課題の解決とともに、政策形成等につなげる取組みを推進していきます。

また、地域密着型サービスについては、「大阪市地域密着型サービス運営委員会」を設置し、サービスの質並びに適正な運営の確保に努めています。

地域包括支援センターについては、センターの設置、運営・評価に関することなどを協議する「大阪市地域包括支援センター運営協議会」を設置し、センターの円滑かつ適正な運営、公平・中立性の確保を図ります。